

国官会第1034号
国地契第67号
平成18年10月16日

最終改正 平成22年5月20日 国官会第314号
国地契第9号

各地方整備局総務部長等 へ

国土交通省大臣官房会計課長
地方課長

入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について

入札保証金の取扱いに関する試行については、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続の運用に当たっては、当分の間、下記事項に留意の上、遺漏なきよう措置されたい。

なお、以下で用いる用語については、「競争入札における入札保証に関する取扱いについて」（平成18年10月16日付け国官会第1033号、国地契第66号。以下「入札保証取扱通達」という。）の定義によるものとする。

記

1 入札方法について

対象事業については、電子入札システムにより、競争参加資格確認資料等の提出及び入札等を行う場合であっても、入札保証金の納付等（入札保証金に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部の納付を免除する入札保証保険契約の締結又は金融機関等（銀行等及び保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）に係る書類（以下「書類」という。）については、紙による持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と

同等のものに限る。)により提出させるものとする。なお、この旨を入札説明書において明らかにするものとする。

2 入札保証金の還付について

契約担当官等は、入札保証取扱通達記3に規定するほか、競争契約入札心得第3条第6項の規定にかかわらず、競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた日以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保を還付するものとする。なお、この旨を現場説明書において明らかにするものとする。

3 金融機関等の契約保証の予約の取扱いについて

金融機関等の契約保証の予約の取扱いについては、以下のとおりとし、別添1のとおり現場説明書に記載するものとする。

(1) 契約保証予約証書の提出時における取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から、金融機関等の契約保証予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 契約保証の予約を行う者が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 予約契約者が入札参加者であること。

ニ 金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことを証する旨の文言があること。

ホ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

ヘ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

ト 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

② 契約担当官等は、①の契約保証予約証書を保管しておくものとする。

(2) 入札執行後の取扱い

契約担当官等は、契約保証予約証書（変更契約保証予約証書がある場合は、変更契約保証予約証書を含む。）を入札執行後（落札者に係る証書については契約締結後）においてもそのまま入札書に綴っておくものとする。

(3) 落札者が契約を結ばない時の取扱い

落札者が契約を結ばなかったとしても、金融機関等に対しては契約保証予約証書に基づく保証金の請求ができないことに留意すること。

4 予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査を実施する場合の増額変更の取扱いについて

政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象でない工事において、入札参加者が金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除されていた場合（契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。）であって、当該入札参加者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項に定める調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象となった場合における予約に係る保証金額の増額変更については、以下のとおり取り扱うものとし、現場説明書に別添2の現場説明書記載例により、説明事項を記載するものとする。

(1) 契約担当官等は、金融機関等の契約保証の予約を受けたことで入札保証金を免除されていた入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、当該入札参加者に対し速やかに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を求めることとし、落札決定の日までで契約担当官等が定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当官等は、入札参加者から(1)の変更契約保証予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 契約保証の予約を行う者が、契約保証予約証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 予約に係る保証金額を増額する旨の記載があること。

ニ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

(3) 契約担当官等は、(1)の変更契約保証予約証書を保管しておくものと

する。

5 契約保証金への振り替え時の取扱い

契約担当官等は、必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債（以下「入札保証金等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債（以下「契約保証金等」という。）の全部又は一部に振り替えることができる。この場合、契約担当官等は、入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保としての国債の提供に係る書類の提出時において、歳入歳出外現金出納官吏又は有価証券取扱主任官に対し、落札者の入札保証金等が契約締結の際に契約保証金等に充当することになる旨を通知するものとし、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金等の額を控除した金額とする。また、落札者に還付すべき入札保証金等を契約保証金等に振り替える旨を入札説明書に記載するものとする。

なお、入札保証金に代わる担保が銀行等の保証の場合にあっては、契約保証金に代わる担保の全部又は一部に振り替えることはできないこととなっているので、契約保証金に代わる担保の全部又は一部に振り替えないものとする。また、入札保証保険についても同様である。

別添1 現場説明書記載例

競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の書類を提出しなければならない。

○ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

[注] イ 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。

ロ 契約保証予約証書の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。

ハ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。

ニ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

ヘ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

別添 2 現場説明書記載例

競争入札に参加しようとする者は、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

- 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
- 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書
- 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書
- 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券
- 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

[注] ○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項に定める調査の対象となった場合には、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。